

次のとおり一般競争入札を行います。

令和7年2月12日

収支等命令者

佐賀県出納局総務事務センター長 中 川 俊 二

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名規格 コピー用紙（間伐材利用）A4
- (2) 入札条件等 入札条件書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 納入場所 県が指定する場所
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法

律第 225 号) に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(7) 入札参加届を提出していること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入の上、令和 7 年 3 月 5 日（水）午後 2 時までに郵送し、又は直接持参して提

出すること。郵送の場合は、同日午後 2 時までに必着とする。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館 2 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書の入手先

(1) の部局又は佐賀県ホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に定める入札参加届（様式は、佐賀県ホームページに掲載）を令和 7 年 3 月 18 日（火）午後 2 時までに 3 の(1)の部局に郵送し、又は持参すること。郵送の場合は、同日午後 2 時までに必着とする。

なお、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した別に定める入札辞退届を書面で提出すること。

5 入札手続きに関すること

(1) 問い合わせ先

3 の(1)の部局

(2) 入札条件書の交付方法

令和 7 年 2 月 12 日（水）から同年 3 月 24 日（月）まで、佐賀県ホームページに掲載するとともに、3 の(1)の部局で随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

(3) 入札書の提出方法

(4)に持参し、又は3の(1)の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年3月21日(金)午後5時までに3の(1)の部局に必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封しない。また、「令和7年度単価契約コピー用紙(間伐材利用)A4入札書在中」と朱書きすること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月24日(月)午前10時

イ 場所 佐賀市城内一丁目5番14号 旧佐賀県自治会館 6号会議室

(5) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により取り消すことが認められるものを提出した者
- ク 1 人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格のないもの
- コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

- ア 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 入札金額が予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。

(8) 契約条項を示す場所、問い合わせ先
3の(1)の部局

(9) 契約日は令和7年4月1日とする。

(10) この公告に掲げる契約は、令和7年2月定例県議会において当該契約に係る予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県公報により公告する。

(11) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

7 Summary

(1) The specification of the products to be purchased:

Copy Paper, A4

(2) Contract period:

From April 1, 2025 to March 31, 2026

(3) Date and time for the opening bids and tenders:

The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on Monday, March 24, 2025.

Bring tenders with you or send it by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 5:00 p.m. on Friday, March 21, 2025.

(4) General inquiries:

Staff in Charge of Supplies and Vehicles, General Affairs

Administration Office, Accounting Department, Saga Prefectural Government 1-1-59, Jonay, Saga City, Saga Prefecture 840-8570, Japan.

TEL:0952-25-7194